

目標及び評価に関する指針（案）に対する一般の意見
（平成 26 年 7 月 29 日現在）

独立行政法人の目標の策定に関する指針（案）及び独立行政法人の評価に関する指針（案）について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）を根拠としない任意の意見募集を実施中。

意見募集期間は、平成 26 年 7 月 18 日（金）から 8 月 18 日（月）まで。

7 月 29 日現在の提出意見数　：　1 件

提出意見の内容　：　以下のとおり。

（原文をそのまま転記。）

〔意見〕

本件目標指針案は、やむを得ない場合に定性的な目標を定めることを認めています。

しかし、定性的な目標は、判断基準があいまいです。このため、定性的な目標は、目標としての機能を十分果たさないおそれや、国民に対して法人の業務運営の達成状況について誤った印象を与えるおそれがあると思います。このため、定性的な目標については、その設定の段階だけでなく、その評価の段階においても厳格に取り扱うべきだと思います。

したがって、本件評価指針案において、定性的な目標については、客観的な証拠に基づいて特に厳格に評価しなければならない、目標を達成したという高度の蓋然性が認められない場合は、目標不達成としなければならないこととするべきだと思います。